

【令和8年度配食サービス事業利用のしおり】 R8.4～

1. 目 的

調理が困難な高齢者に対し、定期的に訪問して栄養のバランスのとれた夕食を提供するとともに、安否確認を行うことを目的としています。

2. 対 象 者

角田市内に住所を有し、老衰・心身の障害及び傷病等により、食事の調理が困難なおおむね65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方が対象になります。

- ①単身世帯及び高齢者のみの世帯に属する方
- ②その他市長が特に必要と認めた方

3. 利用できる日

月曜日から金曜日までの夕食をお届けします。

(ただし、国民の祝日などの休日及び1月1日から1月4日並びに12月29日から12月31日までの日は利用できません。)

※ 利用する曜日を申込み時に指定して、利用するようになります。

例えば……

- ・月曜日から金曜日まで毎日利用したい。
- ・毎週2回、月曜日と金曜日に利用したい。

4. 利 用 料

1食当たり1,000円のうち、**本人負担額500円**です。

5. メニュー

1ヶ月分の献立表を委託業者よりあらかじめお届けします。なお、都合により献立内容が変わる場合もありますのでご了承ください。

6. 利用券配付方法

1ヶ月分ずつ地区民生委員の協力のもと、お届けいたします。

7. 利用方法

「配食サービス利用券」の利用者確認欄に印鑑を押し(サインでも可)、利用年月日を記入のうえ、利用券と本人負担額450円を配達業者に手渡し、夕食弁当をお受け取り下さい。できるだけお釣りのないようご用意ください。

8. ご利用にあたって

①配達の時間には、必ず家にいるようにして下さい。

配 達 時 間
午後3時30分～午後5時30分の間

〈裏面へつづく〉

② 欠食する場合は、必ず連絡して下さい。

外出などにより 配食サービスが必要ない場合には、角田市介護支援課へ利用日の前日午後5時までに連絡して下さい。 (利用日前日が休日にあたる場合はその前日まで)

※ 緊急の場合は、利用日当日午前9時までの連絡を受付けます。

《 欠食時の連絡先 》

角田市 介護支援課

TEL 63-2151

③ 次のような場合は、あらかじめ「配食サービス利用異動届」を提出して下さい。

- 現在の利用日を変更したいとき
- 入院及び外泊などにより、長期にわたり配食サービスを休みたいとき
- 配食サービスをやめるとき
- 住所や世帯の状況に変更があったとき

④ 夕食弁当は、その日のうちに食べて下さい。

お届けする弁当は、夕食としてその日のうちに食べていただくように調理しています。食べ残したものを、翌日に食べることは絶対にしないようお願いいたします。

⑤ 容器は必ず水で洗っておいて下さい。

容器の回収は、翌日以降になります。食べ残したものは処分し、水で洗っておくようにして下さい。

⑥ 利用券は大切に保管して下さい。

万一、紛失や盗難にあっても、原則として利用券の再発行はいたしません。

《問合せ・連絡先》

角田市 介護支援課

TEL 63-2151

FAX 63-3975